**労働者派遣法第２３条第５項に基づく情報提供**

　　　 事業所名：ART株式会社

労働者派遣法第２３条第５項に基づき、下記の情報を提供します。

（対象：令和５年度（令和４年4月～令和5年3月）

**1. 派遣労働者の数**

１名（２０２２年３月22日現在）

**2. 派遣先の数**

１名（２０２２年３月22日現在）

**3. マージン率**

29.3％　計算式（ＡーＢ）÷Ａ

派遣料金の平均額（Ａ）　　＝13,600円（８時間相当）

派遣労働者の賃金平均額（Ｂ）　　＝9,616円（８時間相当）

**4. 教育訓練に関する事項**

基礎的なビジネスマナー教育訓練。

共通的な教育訓練から導入し教育訓練。

業種・職種等に応じた初期専門的教育訓練。

**5. その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項**

福利厚生：社会保険・雇用保険加入有り

**6. マージン率に含まれる主な経費**

•健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料、労災保険料等の会社負担分

•取得する年次有給休暇にかかる賃金の充当

•教育訓練費（新規採用者への訓練費）

•営業、管理にあたる社員の人件費

•オフィス内管理システムの維持費や光熱費、通信費等の維持費

**7. キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先**

相談窓口：阪本裕一郎

電話番号：0797-21-4510

**8. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別**

🞏労使協定を締結していない

◼労使協定を締結している（協定書の有効期間終期　令和6年3月３１日）

・協定労働者の範囲（製品検査業務に従事する従業員）